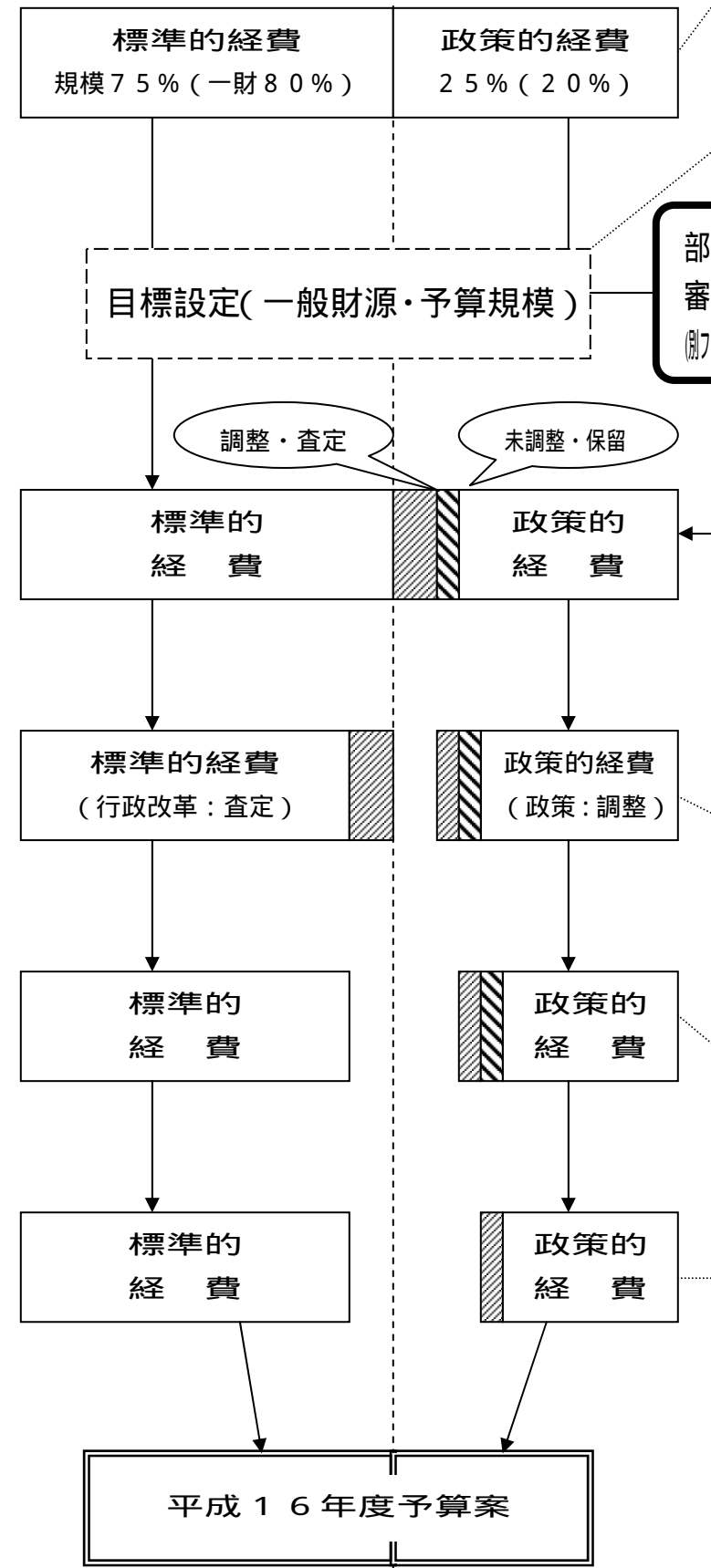


平成16年度予算編成フロー

標準経費と政策経費の定義が曖昧であるため、政策予算が明確になっていない。
このことから、予算上の事務事業毎に企画財政課において標準事業と政策事業を決定するものとする。

予算規模・一般財源の推計から目標を設定する。
地方交付税等一般財源は国の概算要求等の情報で概算推計する。(地財計画の発表後再推計する。)
町税は各種情報を収集し概算推計する。(申告状況・給報など情報がそろった段階で再推計する。)
当初はザックリとした推計となるが、再推計後目標を随時変更することもあり得る。
再推計が概算推計を下回った場合は財政調整基金を取り崩し、上回った場合は保留事業等の実施(部長調整)とする。

要求
↓
調整(配分)
↓
総務部長
↓
助役
↓
町長



部長
審査
(別70-)

部長
会議

A-	B-	A-・B-	C-・C-	実施計画対象外政策的経費	+	標準的経費で調整可能経費
確定	事業費精査	調整				

実施計画を最大限尊重し、事業費精査・複数年化・先送りを予算編成の観点から調整する。
実施計画の内容を総合部会の中で把握済であるので、B-・C-・C- 中心に調整される。
シーリング(一律カット)の考え方は採用しない。(事業の優先度による調整)

標準事業の査定は基本的に総務部長の裁量による。
一定の財政規律による制限が必要である。(自由と好き勝手をはき違いの防止)
政策事業の保留分であっても総務部長が判断できる場合は、調整する。

総務部長保留分と復活要求の審査とする。ただし、政策事業のみとする。

助役保留分とトップダウンの審査を主とする。
部内審査結果表により部長調整結果を確認し、指示事項が予算にどのように反映しているか確認する。

